

撤去等工事等助成に係る写真要領

施行規則第14条及び第16条により、助成金の交付申請時及び工事完了報告時において、助成対象となるもの現況、工事施工中及び、工事完了を確認するため、現況写真（全景及び寸法が確認できるもの）、**工事中の写真**（助成の対象となるものが確認できるもの）及び**工事完了後の写真**の提出をお願いします。（写真により必要事項が確認できないと助成できません。）

必要な写真の構成	
助成金交付申請書提出時	施工前現況写真 助成対象となるものの全景（ 遠景写真 ） 寸法等が確認できるもの（ 近景写真 ）
完了報告書提出時	施工中の写真 助成対象となるものの全景（ 遠景写真 ） 必要に応じて、寸法が確認できるもの（ 近景写真 ） 完成写真 工事完了後の全景（ 遠景写真 ）

【注意事項】

- 逆光や光量不足に気をつけて、数量などの確認ができるように撮影してください。
- 現況及び完成図面等に撮影方向及び測点番号を記入し、写真と対応させてください。
- 工事ごとに施工順に整理し、写真脇に撮影内容や寸法をわかりやすく記入してください。

1 撤去工事

(1) 施工前（近景・遠景）

- 金属柵・フェンス ネットフェンス・金属製の外柵（高さ・延長が必要）
- ブロック塀・万年塀等 万年塀・コンクリートブロック塀等の塀。（高さ・延長が必要）（木塀除く）
- 擁壁 コンクリート及び石積み等で土留めを目的とした擁壁。（高さ・延長が必要）

～ の写真の撮り方

《遠景写真》

No. 8（起点） No. 9（折点） No.10（終点）

《近景写真》

（1）塀等の高さ

No.1、No.3～No.7

No.2（高さ変化のある場合）

（2）塀等の延長

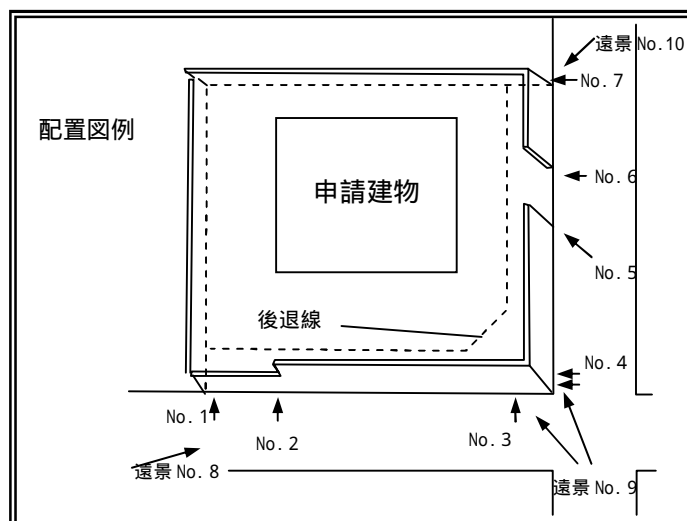
No.1～No.2（変化のある場合）

No.2～No.3（変化のある場合）

No.4～No.5

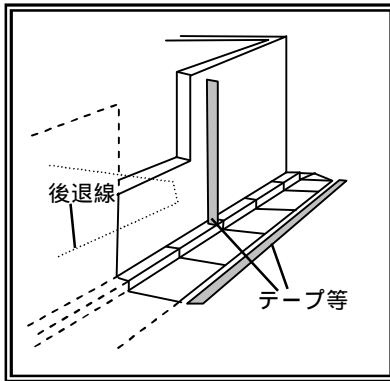
No.6～No.7

*高さ・延長については、各測定点の目盛りがわかる**近景写真**が必要です。

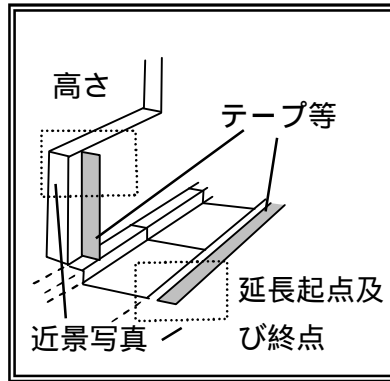


<撮影例：コンクリートブロック塀等>

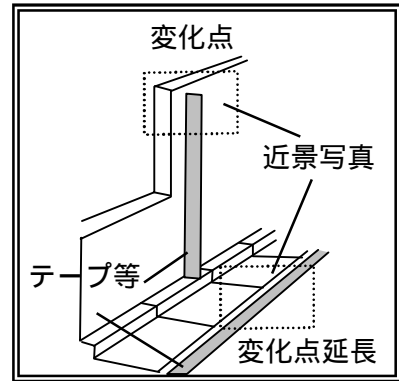
(No.6) 遠景



(No.1) 近景



(No.2) 近景

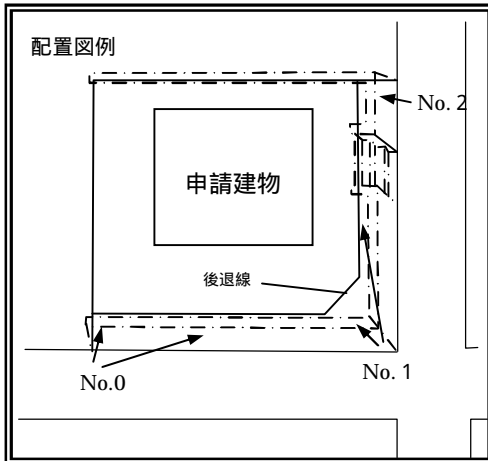


の部分は、目盛りのわかる写真を撮影して下さい。

2 土留め設置工事（高低差0.5m以上）

(1) 施工前（近景・遠景）

（後退用地にある土留めを撤去した状態のことです。）

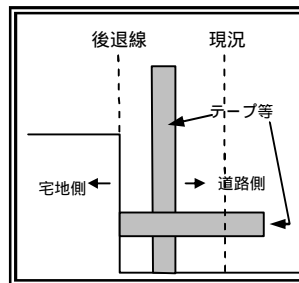


《遠景写真》No.0（起点）No.1（折点）

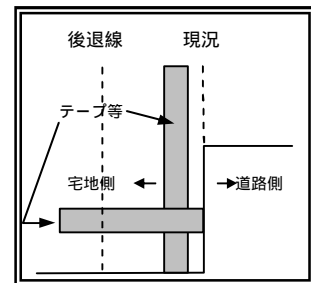
《近景写真》（下図は参考図です。）

No.0、No.1、No.2

（宅地が高い場合）



（宅地が低い場合）



高低差、後退線が確認できる遠景・近景写真が必要。

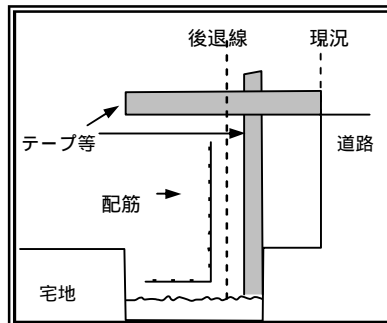
(2) 施工中（近景・遠景）

《遠景・近景写真》No.0、No.1、No.2

配筋状況等の施工中の遠景・近景写真を撮影してください。

（右図撮影参考例：宅地が低い場合）

配筋状況（遠景・近景）



(3) 施工後（近景・遠景）

土留め出来高写真（遠景・近景）

《遠景・近景写真》No.0、No.1、No.2

土留め出来高写真

高さ、後退用地幅等が分かる遠景・近景写真が必要です。

（右図撮影参考例：宅地が低い場合）

土留め延長写真 撤去工事撮影例のとおりに、延長の分かる

遠景・近景写真が必要です。

